

総論

近隣理解を得るための環境対策

小玉 正文

(株)日本下水道管渠推進技術協会
契約適正化部会員



1. はじめに

推進工事の立坑は一般に道路の中に構築され、作業帯も道路の中に設置されることが多い。

近隣住民の方々が何不自由なく日常生活を営んでいる中に、割り込む形で工事が行われることで現場周辺的生活環境が一変し、住民の方々に不便をおかけすることになる。住民側からすれば、どうしてこの場所でないといけないのか、どうしてこの工法なのかという疑問が湧く。その疑問に対して発注者あるいは施工者側に説明責任がある。説明したらそれで終わりではない。住民は施工のプロではないのだから、説明を聞いただけで、工事の状況や騒音の大きさなどをイメージできないのは当然であるし、“私たちのことは気にしないでどうぞ工期内に立派な公共施設を造って利益を得て下さい”という住民はいない。

住民からの要望や苦情は、先ず、設計に係わるものなのか、工事に係わるものなのかに分け、設計に係わるものは発注者が対応し、工事に係わるものは施工者が対応することになる。次に、「損害」に関する事なのか、「迷惑」に関する事

なのかを区別する必要がある。「損害」へは即座に対応し、「迷惑」はその内容が施設の新設や施工法の変更まで及ぶものは即答を避け、検討時間を頂戴して迷惑の原因となるものを明確にし、何故、この施設でこの施工法なのかを現場の総意として説明し、理解を求めなければならない。

公共工事の施主は国や地方自治体であるが、工事費は住民の税金であり、工事の成果である公共施設を利用するのも住民である。国や地方自治体は住民の代行者である。住民は真の施主であり評価者でもある。会社と社会との接点は現場であり、そこで、会社への社会的評価が決まることになる。

ここでは、近隣対策として注意すべき点、事前調査と設計への反映、総合評価落札方式における技術提案と近隣対策について考えてみたい。

2. 近隣対策として注意すべき点

典型7公害という言葉がある。環境基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭の7種類を「典型7公害」と称

している。また、この法律では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を環境基準として定めている。

非典型公害として、日照権、交通公害、電波障害、風害、眺望権、プライバシー、環境権、静穏権、空中権、地上権、採光阻害、飛散、圧迫感、通風阻害という生活環境の悪化がある。

これら典型7公害や非典型公害の中で、推進工事と強く関係するものとして、騒音、振動、地盤沈下、水質汚濁、交通公害、飛散および粉塵、悪臭が考えられる。

2.1 騒音・振動

騒音・振動の発生源として、立坑施工時の土留め杭の打設、推進工事中のプラント、砂礫地盤の小土被り推進工、到達後の支圧壁の壊し等が考えられる。工事に当たり、騒音・振動規制法および各地方自治体の公害防止条例を遵守するのはもちろんのことであるが、東京都の平成18年度の建設工事騒音に対する苦情は騒音苦情全体の38%、建設工事振動に対する苦情は振動苦情全体の81%を占めている現実がある。特定建設作業の騒音の規制基準85dBはピアノや騒々しい工場内に相当する。また、振動の規制基準75dBは戸や障子が動く状態からガタガタと音をたてる状態の中間に相当する。法的規制と近隣住民の感じ方との間にギャップがあることが苦情の原因と考えられる。工事着手前に、近隣に対してどのような工事なのか、何日から何日まで行うのか、何時から何時まで行うのかということをお知らせし、了解を得ておかねばならない。

2.2 地盤沈下

地盤沈下は、立坑山留め壁の変形や推進工事の掘削土量の取込み過多等に起因して発生するものである。適切な山留め設計、適切な推進工法の選定および掘進管理によって防止できるものである。

2.3 水質汚濁

薬液注入工事に伴う公共用水域や井戸の水質汚濁が考えられる。「薬液注入工法による建設工事

の施工に関する暫定指針」を遵守することはもちろんであるが、井戸調査に対して住民の方々が積極的に協力して頂けない現実がある。薬液が井戸に漏れた場合には健康被害が生じることが考えられる。調査の際に、工事内容や工事が与える影響のことを説明して協力を求める努力が必要となる。

2.4 交通公害

交通公害とは、工事により近隣住民にとって交通環境が変わり不便になることである。車線数や道路幅員の減少、一方通行規制、ご自宅への出入りの制限、工事車両増加による渋滞等である。交通誘導員の配置や回転灯の設置などの一般的な対策の他に、近隣住民と話し合って学童の通学路を避ける、通学時間帯を避ける、通勤時間帯を避けて交通の流れを阻害しない、現場周辺でクラクションを鳴らさない等の細心の配慮が必要となる。

2.5 飛散および粉塵

飛散に対して、現場内のゴミを分別してコンテナ内に集積すると共に常に清掃を心がけ、強風時に現場内のゴミが近隣に飛散しないための対策をとり、近隣へ迷惑や被害を与えない配慮が必要である。粉塵の発生原因は、ダンプトラックの荷台からの土砂のこぼれやタイヤの汚れであり、過積載を防止するのは当然として、シート掛けやタイヤの洗浄等で対応する必要がある。

2.6 悪臭

悪臭には、仮設トイレからの悪臭がある。近隣は生活環境であるが、現場は作業環境であり、トイレは仮設となる。仮設トイレの利用頻度も多くなり悪臭も発生することになる。仮設トイレを民家に近接した場所や歩行者通路側を避けて設置し、清掃して清潔に保つなどの配慮が必要となる。

その他の注意すべき点として安全対策がある。安全対策は現場内だけではなく、近隣住民への安全対策や事故によって近隣に被害が及ばないように細心の注意を怠らないことが工事を円滑に進める上での重要なポイントになる。

工事中においては、通常、「作業内容の告知」看板を掲示しているが、この掲示板では工事内容はどのようなもので、近隣住民の生活への影響は